

様式

回答様式

NO	68-0001	要望団体	(社) 神奈川県薬剤師会	局名	保健福祉局
----	---------	------	--------------	----	-------

件名	神奈川県下の地方単独公費負担医療制度における医療保険併用分の医療費請求の簡素化について
要望主旨	<p>医療機関・薬局における医療費請求については、原則、電子レセプト請求とされたところであるが、県下市町村が実施する小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成事業の3事業については、公費負担医療請求分は、国保連に紙媒体の明細書による請求を余儀なくされている。</p> <p>については、県民サービスの向上等のため、当該3事業と医療保険の医療保険との併用に係る医療費請求については、社会保険診療報酬支払基金へ変更の検討をお願いしたく、県下市町村並びに審査支払機関との調整等を要望する。</p>
<p>地方単独医療費助成事業の審査支払事務については、平成18年3月の厚生労働省の告示及び関係通知により、国保連以外に、新たに支払基金への受託が可能となりました。</p> <p>小児・ひとり親家庭・重度障害者医療費助成事業の3事業については、事業の実施主体は市町村となっており、県は、それら事業に対し、補助を行っております。これら3事業のうち、小児・ひとり親家庭医療費助成の国保連への委託については、県内市町村からの要望に基づき、県が一括して契約を締結しております。</p> <p>また、重度障害者医療費については市町村が個別に国保連と委託契約を締結しており患者が医療機関に支払う自己負担分を窓口で支払わず、医療機関が国保連に請求しています。</p> <p>今後、委託先を支払基金に変更することについては、まずは事業の実施主体である市町村や、実際に患者さんの医療費助成事業分の請求事務を行う医療機関等の意向によるものと考えております。</p> <p>市町村については、国保連への継続契約を希望しているところも多く、市町村全体の意見が一致しておりません。また、医療機関においても、オンライン請求を行っていない機関もあることから、統一した意見がまとまらないものと承知しております。</p> <p>つきましては、県としては、引き続き、県内市町村や医療機関等の動向等の把握に努め、必要な対応を図ってまいります。</p>	

様式

回答様式

NO	68-002	要望団体	(財)神奈川県薬剤師会	局名	保健福祉局
----	--------	------	-------------	----	-------

件名	病院における薬剤師の人員配置基準について
要望要旨	いわゆる地方分権一括法により、これまで厚生労働省令で定められていた医療施設等の人員、設備等に関する基準の一部について、都道府県条例で定めることとされた。については、県民の医療安全のさらなる確保のため、全国に先駆けて、数年間の移行措置期間を設定する中で、薬剤師1人あたりの入院患者数を30人以下の基準とするなど、神奈川県独自の新基準を定めていただくよう強く要望します。
<p>都道府県条例で定める基準については、国の基準に「従うべき基準」及び国の基準を「参酌すべき基準」とされ、「従うべき基準」については、「条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの」と定義されております。</p> <p>病院における薬剤師の人員配置基準については、「従うべき基準」とされていることから、神奈川県独自の基準を定めることは困難であります。</p>	

様式

回答様式

NO	68-003	要望団体	(財)神奈川県薬剤師会	局名	保健福祉局
----	--------	------	-------------	----	-------

件名	電子版お薬手帳の事業化について
要望要旨	マイカルテの早期実現に向け、平成25年度予算において、必要な経費を確保すること。また、持続可能な事業展開に必要な継続的かつ安定的な財源を確保すること。
<p>マイカルテの導入につきましては、神奈川県医療のグランドデザインの中で、ICTを活用した医療情報の共有化として、効果のあるところ、できるところから先に取り組むことが望ましく、例えば、災害時や夜間救急の際には、患者の薬歴がわかるだけでも相当有用性が高いため、「お薬手帳」に類するものなどから検討をしていくこととしております。</p> <p>また、マイカルテ検討委員会などにおいて、民間の資金なども活用し、自立的かつ持続可能な体制づくりについて検討を進めてまいります。</p>	

回答様式

NO		要望団体	(社)神奈川県薬剤師会	省庁名	厚生労働省
----	--	------	-------------	-----	-------

件名 高度管理医療機器販売営業管理者の継続的研修制度の見直しについて

1 高度管理医療機器は、医療機器の中でも人体へのリスクが比較的高いものや生命の危険に直結するおそれがあるものであることから、これらを扱うためには医療機器の販売業の許可が必要であり、これに伴い営業管理者設置・継続的研修の受講が義務づけられているところ。

また、医療機器は医薬品などとは異なる扱いが必要となるため、各販売営業所に医療機器に精通した管理者の設置の上、当該管理者を対象に医療機器を扱うための研修を行うことにより医療機器の品質管理や安全性の担保を確保することが重要と考えているところ。

2 今回のご要望にあるとおり医師・歯科医師・薬剤師においては営業管理者の資格要件である基礎講習の受講を免除されている点も踏まえまして、日本薬剤師会や日本医師会、日本歯科医師会、医療機器業界など関係団体及び都道府県担当部局のご意見を伺いながら薬剤師等における高度管理医療機器販売営業管理者の継続的研修の必要性に関する検討を行って参りたい。